

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえた対応について  
(区域変更)

令和3年8月26日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

8月25日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置区域として茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県に加え、8月27日から9月12日まで北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県が追加されることとなりました。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については、8月26日をもって北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県が除外されるとともに、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、熊本県及び鹿児島県に加え、8月27日から9月12日まで高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県が追加されることとなりました。

これを受け、当事業団におきましては、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用

テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用

出張はTV会議等を活用する等原則控える

以上